

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--|
| 1 | 中央建設国民健康保険組合 国民健康保険に係る適用及び給付関係事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中央建設国民健康保険組合は、国民健康保険給付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・中央建設国民健康保険組合(以下「当組合」という。)は、加入者の個人番号を氏名、住所、性別、生年月日、電話番号のほか、適用関係情報(資格の取得喪失、保険料賦課情報等)、給付関連情報(高額療養費等)などの個人情報(特定の個人を識別できる情報)と共に取り扱う。
- ・上記の特定個人情報を、加入者の適用事務及び給付事務、並びに「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第22条第1項に基づく、他団体からの特定個人情報提供の求めに対する情報提供を行う事務においてのみ利用する。
- ・職員による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課すと共に、特定個人情報の取扱いに関する当組合規定の定期的な教育の実施、個人番号管理システムにログイン時の利用者ID、パスワードの発行、個人番号の画面表示の限定、個人番号の照会等の動作を行った際のログの出力など、追跡調査を可能とするシステム利用実績等の記録保存、及び照会範囲を限定する対策を講じている。

評価実施機関名

中央建設国民健康保険組合

公表日

令和2年11月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

| ①事務の名称 | 国民健康保険に関する適用、給付及び徴収関係事務 |
|--------|--|
| | <p><制度の内容></p> <p>国民健康保険組合は国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号 以下「番号法」という。)等に基づき、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的としている。</p> <p>その目的を達成するため当組合では、被保険者の疾病、負傷、出産及び死亡に関して必要な保険給付などを行っている。</p> <p>当組合の被保険者は、建設業の事業又は業務に従事する者で、当組合の地区内に住所を有する組合員及び組合員の世帯に属する者で、いずれも後期高齢者医療保険制度の適用年齢75歳に到達すると被保険者資格を喪失する。</p> <p>また、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)または国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれ、加入者の資格履歴情報と被保険者枝番の採番管理、地方公共団体等と情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供、加入者の本人確認に係る事務、その事務処理に必要な情報提供ネットワークシステムに接続する医療保険者等向け中間サーバー等(以下「中間サーバー」という。)及び住民基本台帳ネットワークシステムに接続するためのサーバーの運用・管理を支払基金等に一元的に委託することが可能になった。</p> <p>さらに、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことを踏まえ、オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、資格履歴情報から個人番号を除いた情報をオンライン資格確認等システムへ提供することについても、あわせて支払基金等に一元的に委託することになった。</p> <p><事務の内容></p> <p>当組合が行う事務のうち、番号法別表第一の第30項「国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定める」事務について、被保険者の個人番号など特定個人情報を以下の範囲で利用する。</p> <p>【適用事務】</p> <ol style="list-style-type: none">平成28年1月から、被保険者の個人番号を被保険者等から収集し、登録する事務事業所又は加入者から個人番号が取得できない場合や個人番号又は基本4情報を確認する必要がある場合、住民基本台帳法第30条の9の規定に基づき支払基金を介して地方公共団体情報システム機構から個人番号や基本4情報を取得(※1) |

| | |
|---------------|---|
| <p>②事務の概要</p> | <p>3. 被保険者の資格取得、喪失、異動などによる資格の認定、資格関係情報変更の事務処理に係る個人番号の確認、及び個人番号による資格関係情報等の参照</p> <p>4. 被保険者証の再発行や高齢受給者証などの発行・管理事務に係る個人番号による対象者の確認及び資格関係情報等の参照</p> <p>5. 中間サーバーを通じて、資格履歴情報から個人番号を除いた情報をオンライン資格確認等システムへ提供する(※2)</p> <p>(※1) 地方公共団体情報システム機構からの個人番号取得は、平成28年10月から平成29年3月の間は電子記録媒体で行い、平成29年4月以降は中間サーバーを介して即時照会又はファイル一括照会する。本人確認の基本4情報は平成29年4月以降、中間サーバーを介して即時照会又はファイル一括照会する。なお、地方公共団体からの機構保存本人確認情報の取得は、支払基金を経由して行う。</p> <p>(※2) オンライン資格確認の仕組みそのものは個人番号を使わないため、評価の対象外であるが、オンライン資格確認の準備行為として、マイナポータルを介した資格履歴情報の提供を行うため、その観点から評価書に記載している。</p> <p>【給付事務】</p> <p>1. 出産育児一時金、葬祭費等の法定給付及び付加給付に係る申請書に個人番号が記載されている場合の個人番号の確認、及び個人番号による資格関係情報等の参照</p> <p>2. 法定給付金及び付加給付金の計算に係る個人番号による計算条件等の情報索引</p> <p>3. 限度額適用認定証などの給付関係証書類などの発行・管理事務に係る個人番号による対象者の確認及び中間サーバーに係る事務</p> <p>1. 加入者情報作成(「適用事務」に付随する業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年4月以降、国保連合会から委託を受けた国民健康保険中央会が、当国保組合からの委託を受けて、加入者の資格履歴情報の管理を行うために、当国保組合から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、中間サーバーに登録を行う(※3)。 また、医療保険者等内で個人を一意に識別するための番号でもある「被保険者枝番」を中間サーバーより受領し、当国保組合において管理する。 <p>(※3) 資格喪失や異動など資格関係情報に変更があった場合、中間サーバーの登録情報を更新する。</p> <p>2. 副本作成(「適用事務」に付随する事務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中間サーバーが他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた場合に、システムの自動処理により、医療保険者等の論理区画(副本情報)から提供に必要な情報を取得して情報提供が実施できるように、被保険者資格情報及び給付に関する情報を抽出し、中間サーバーに登録を行う。 <p>3. 情報照会(「適用事務」に付随する事務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会(※4)は、中間サーバーが集約して実施するため、情報照会に関する情報を編集し、中間サーバーに登録を行う。 また、中間サーバーから情報照会結果等を受領し、当国保組合において管理する。 <p>(※4) 情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供は、支払基金を経由して行う。</p> |
|---------------|---|

| | |
|-----------------|--|
| <p>③システムの名称</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバー情報連携対応システム ・中央建設国保組合総合情報システム ・医療保険者等向け中間サーバー等 |
|-----------------|--|

2. 特定個人情報ファイル名

中央建設国保組合総合情報システム及びマイナンバー情報連携対応システムファイル

3. 個人番号の利用

| | |
|---------------|--|
| <p>法令上の根拠</p> | <ol style="list-style-type: none"> 番号法第9条第1項(利用範囲) 別表第一 第30項 <ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 番号法第14条第1項及び第2項 住民基本台帳法第30条の9(国の機関等への本人確認情報の提供) |
|---------------|--|

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
|--------------------------|--|
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 1. 番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (照会) <ul style="list-style-type: none"> ・別表第2 項番42、43 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条 (提供) <ul style="list-style-type: none"> ・別表第2 項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条 (委託の根拠) <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 <p>当組合は、国民健康保険法の規定に基づき、支払基金に情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務を委託する。情報提供ネットワークシステムを通じて取得した情報を保険給付の支給等の事務に活用するのは当組合であるが、情報提供ネットワークシステムに接続する主体は支払基金である。</p> |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 総務課 |
| ②所属長の役職名 | 総務課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 中央建設国民健康保険組合 総務課 〒171-0014 東京都豊島区池袋2-16-13 電話番号03-6709-2929 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 中央建設国民健康保険組合 総務課 〒171-0014 東京都豊島区池袋2-16-13 電話番号03-6709-2929 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | [10万人以上30万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和2年10月30日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和2年10月30日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|---------------------------|
| 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| | | |
|---|--|--|
| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
| [基礎項目評価書及び重点項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--|
| 1 | 中央建設国民健康保険組合 国民健康保険に係る適用及び給付関係事務 重点項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中央建設国民健康保険組合は、国民健康保険給付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・中央建設国民健康保険組合(以下「当組合」という。)は、加入者の個人番号を氏名、住所、性別、生年月日、電話番号のほか、適用関係情報(資格の取得喪失、保険料賦課情報等)、給付関連情報(高額療養費等)などの個人情報(特定の個人を識別できる情報)と共に取り扱う。
- ・上記の特定個人情報を、加入者の適用事務及び給付事務、並びに「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第22条第1項に基づく、他団体からの特定個人情報提供の求めに対する情報提供を行う事務においてのみ利用する。
- ・職員による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課すと共に、特定個人情報の取扱いに関する当組合規定の定期的な教育の実施、個人番号管理システムにログイン時の利用者ID、パスワードの発行、個人番号の画面表示の限定、個人番号の照会等の動作を行った際のログの出力など、追跡調査を可能とするシステム利用実績等の記録保存、及び照会範囲を限定する対策を講じている。

評価実施機関名

中央建設国民健康保険組合

公表日

令和2年11月26日

項目一覧

| |
|----------------------|
| I 基本情報 |
| II 特定個人情報ファイルの概要 |
| (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目 |
| III リスク対策 |
| IV 開示請求、問合せ |
| V 評価実施手続 |
| (別添2) 変更箇所 |

| | |
|--|--|
| 3. 特定個人情報ファイル名 | |
| 中央建設国保組合総合情報システム及びマイナンバー情報連携対応システムファイル | |
| 4. 個人番号の利用 ※ | |
| 法令上の根拠 | 1. 番号法第9条第1項(利用範囲) 別表第一 第30項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 2. 番号法第14条第1項及び第2項 3. 住民基本台帳法第30条の9(国の機関等への本人確認情報の提供) |
| 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 1. 番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (照会) ・別表第2 項番42、43 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条 |
| 6. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 総務課 |
| ②所属長の役職名 | 総務課長 |
| 7. 他の評価実施機関 | |
| | |

II 特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
|--|--|
| 中央建設国保組合総合情報システム及びマイナンバー情報連携対応システムファイル | |
| 2. 基本情報 | |
| ①ファイルの種類 ※ | [システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) |
| ②対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ③対象となる本人の範囲 ※ | 当組合の加入者である被保険者とその被扶養者で、個人番号を有する者。 |
| その必要性 | 国民健康保険の被保険者として給付を受ける期間の確認や保険料の賦課、徴収、還付等を効率的に行うために必要であり、また、国民健康保険を脱退した後も同様の業務が発生する場合があるため。 |
| ④記録される項目 | [100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 |
| 主な記録項目 ※ | <ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 () |
| その妥当性 | 【個人番号】【その他識別情報(内部番号)】 ①本人確認のため②内部情報照会の索引とするため 【4情報】 ①本人確認資料のため②資格異動内容確認のため③請求権利者の確認のため 【連絡先】 |
| 全ての記録項目 | 別添1を参照。 |
| ⑤保有開始日 | 平成28年1月1日 |
| ⑥事務担当部署 | 中央建設国民健康保険組合 資格課・給付課・審査課 |

| 3. 特定個人情報の入手・使用 | | | | | | | | |
|-------------------|--|-------|--|----------|---------------|----------------|-----------------|-------------------|
| ①入手元 ※ | <input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 () | | | | | | | |
| ②入手方法 | <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 () | | | | | | | |
| ③使用目的 ※ | I 基本情報「1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容」に記載した、 1. 加入者資格情報の更新管理、健康保険証等の発行・管理、異動・標準報酬関係帳票の資格情報確認 | | | | | | | |
| ④使用の主体 | 使用部署 中央建設国民健康保険組合 資格課・給付課・審査課 | | | | | | | |
| | 使用者数 [10人以上50人未満] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table> | <選択肢> | | 1) 10人未満 | 2) 10人以上50人未満 | 3) 50人以上100人未満 | 4) 100人以上500人未満 | 5) 500人以上1,000人未満 |
| <選択肢> | | | | | | | | |
| 1) 10人未満 | 2) 10人以上50人未満 | | | | | | | |
| 3) 50人以上100人未満 | 4) 100人以上500人未満 | | | | | | | |
| 5) 500人以上1,000人未満 | 6) 1,000人以上 | | | | | | | |
| ⑤使用方法 | I 基本情報「1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容」に記載した事務処理の、 1. 加入者資格情報の更新管理、健康保険証等の発行・管理、異動・標準報酬関係帳票の資格情報確認 2. 給付申請帳票の資格情報確認・審査、給付金計算及び限度額適用認定証等の発行・管理の資格情報確認 3. 保険料徴収の資格情報確認、保険料収納情報確認による未納管理 で、個人番号を既存システムの識別番号と紐付け、必要な情報を国民健康保険ファイルから検索・参照する。 また、資格認定や給付決定等の審査事務に他の情報保有機関の情報が必要なとき、中間サーバーを通じて情 | | | | | | | |
| 情報の突合 | ・個人番号が記載された帳票の交付・登録処理を行う際に、個人番号に紐付けされた既存システムの識別番号により基幹システムで管理している資格等の情報と突合することにより、正確な加入者の確認や業務データの審査・内容確認を行う。 ・異動により既存システムの識別番号が変更されているとき異動前の資格情報項目と突合して同一人の名寄せし、必要な情報の履歴の参照を行う。 | | | | | | | |
| ⑥使用開始日 | 平成28年1月1日 | | | | | | | |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | |
|----------------------|---|--|
| 委託の有無 ※ | [委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (8) 件 | |
| 委託事項1 | システム導入、保守・改修、障害調査等 | |
| ①委託内容 | ダイレクトメールによる個人番号のシステムの導入・設定作業、定期保守・点検、障害調査や復旧等の作業 | |
| ②委託先における取扱者数 | [10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 | |
| ③委託先名 | 富士通 Japan 株式会社 | |
| 再委託 | ④再委託の有無 ※ | [再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | ⑤再委託の許諾方法 | |
| | ⑥再委託事項 | |
| 委託事項2～5 | | |
| 委託事項2 | 中間サーバーにおける資格履歴管理事務 | |
| ①委託内容 | 個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理 | |
| ②委託先における取扱者数 | [10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 | |
| ③委託先名 | 東京都国民健康保険団体連合会(東京都国民健康保険団体連合会は、国民健康保険中央会に再委託する) | |
| 再委託 | ④再委託の有無 ※ | [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | ⑤再委託の許諾方法 | 委託先の東京都国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の |
| | ⑥再委託事項 | 中間サーバーにおける資格履歴管理事務のすべて(当該事務実施に伴う中間サーバーの運用・保守業務を含む) |
| 委託事項3 | 中間サーバーにおける情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務 | |
| ①委託内容 | 情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会・情報提供、およびオンライン資格確認システムで管理している情報との紐づけを行うために必要となる機関別符号の取得及び管理 | |
| ②委託先における取扱者数 | [10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 | |
| ③委託先名 | 社会保険診療報酬支払基金 | |
| 再委託 | ④再委託の有無 ※ | [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | ⑤再委託の許諾方法 | 委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への |
| | ⑥再委託事項 | 中間サーバーの運用・保守業務 |
| 委託事項4 | 中間サーバーにおける本人確認事務 | |
| ①委託内容 | 地方公共団体情報システム機構から住民基本台帳ネットワークシステムを使用した個人番号取得及び本人確認情報の取得 | |
| ②委託先における取扱者数 | [10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 | |
| ③委託先名 | 社会保険診療報酬支払基金 | |
| 再 | ④再委託の有無 ※ | [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |

| | | |
|----|-----------|--|
| 委託 | ⑤再委託の許諾方法 | 委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への |
| | ⑥再委託事項 | 中間サーバーの運用・保守業務 |

| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) | |
|------------------------------|---|
| 提供・移転の有無 | [<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (26) 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている () 件 [<input type="checkbox"/>] 行っていない |
| 提供先1 | 厚生労働大臣 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号 別表第二の1、4、78の項 |
| ②提供先における用途 | 番号法第19条第7号提供先機関での事務において、国保組合における国民健康保険法に関する事務の情報を資格取得確認、被扶養者認定、供給情報の元情報として用いる |
| ③提供する情報 | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険組合に加入する者が属する世帯主、世帯員及び関係者 |
| ⑥提供方法 | [<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 () |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら随時 |
| 提供先2～5 | |
| 提供先2 | 全国健康保険協会 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号 別表第二の2、5の項 |
| ②提供先における用途 | 提供先機関での事務において、国保組合における国民健康保険法に関する事務の情報を資格取得確認、被扶養者認定、供給情報の元情報として用いる |
| ③提供する情報 | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険組合に加入する者が属する世帯主、世帯員及び関係者 |
| ⑥提供方法 | [<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 () |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら随時 |
| 提供先3 | 健康保険組合 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号 別表第二の3の項 |
| ②提供先における用途 | 提供先機関での事務において、国保組合における国民健康保険法に関する事務の情報を資格取得確認、被扶養者認定、供給情報の元情報として用いる |
| ③提供する情報 | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険組合に加入する者が属する世帯主、世帯員及び関係者 |
| ⑥提供方法 | [<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) |

| | | |
|--------------------|---|---|
| ⑥提供方法 | <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () | <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら随時 | |
| 提供先4 | 都道府県知事 | |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号 別表第二の15、22、26、87、97、109、120の項 | |
| ②提供先における用途 | 提供先機関での事務において、国保組合における国民健康保険法に関する事務の情報を資格取得確認、被扶養者認定、供給情報の元情報として用いる | |
| ③提供する情報 | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの | |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険組合に加入する者が属する世帯主、世帯員及び関係者 | |
| ⑥提供方法 | <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () | <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら随時 | |
| 提供先5 | 市町村長 | |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号 別表第二の12、17、42、62、93、97、109の項 | |
| ②提供先における用途 | 提供先機関での事務において、国保組合における国民健康保険法に関する事務の情報を資格取得確認、被扶養者認定、供給情報の元情報として用いる | |
| ③提供する情報 | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの | |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険組合に加入する者が属する世帯主、世帯員及び関係者 | |
| ⑥提供方法 | <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () | <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら随時 | |
| 提供先6～10 | | |
| 提供先6 | 他の国民健康保険組合 | |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号 別表第二の42の項 | |
| ②提供先における用途 | 提供先機関での事務において、国保組合における国民健康保険法に関する事務の情報を資格取得確認、被扶養者認定、供給情報の元情報として用いる | |
| ③提供する情報 | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの | |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険組合に加入する者が属する世帯主、世帯員及び関係者 | |
| ⑥提供方法 | <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () | <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 |

| | | |
|--------------------|---|---|
| ⑥提供方法 | <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () | <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら随時 | |
| 提供先7 | 後期高齢者医療広域連合 | |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号 別表第二の80の項 | |
| ②提供先における用途 | 提供先機関での事務において、国保組合における国民健康保険法に関する事務の情報を資格取得確認、被扶養者認定、供給情報の元情報として用いる | |
| ③提供する情報 | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの | |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険組合に加入する者が属する世帯主、世帯員及び関係者 | |
| ⑥提供方法 | <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () | <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら随時 | |
| 提供先8 | (独)日本学生支援機構 | |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号 別表第二の106の項 | |
| ②提供先における用途 | 提供先機関での事務において、国保組合における国民健康保険法に関する事務の情報を資格取得確認、被扶養者認定、供給情報の元情報として用いる | |
| ③提供する情報 | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの | |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険組合に加入する者が属する世帯主、世帯員及び関係者 | |
| ⑥提供方法 | <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () | <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら随時 | |

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

中央建設国民健康保険組合 個人番号管理ファイル

1. 個人番号
2. 個人番号対応符号
3. 独自番号
4. 更新年
5. 更新月
6. 更新日
7. 更新時
8. 更新分
9. 更新秒
10. 利用者ID
11. 端末ID
12. 画面ID
13. 世代番号
14. 世代通番
15. 変更事由

Ⅲ リスク対策 ※(7.②を除く。)

| | |
|---|---|
| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
| 中央建設国保組合総合情報システム及びマイナンバー情報連携対応システムファイル | |
| 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） | |
| リスク： 目的外の入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <p>【対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者からの届出・申請等の情報の入手にあたっては、窓口にて届出 ・申請内容、本人確認や個人番号の真正性確認を実施している。 ・照会する情報等の入手にあたっては、個人単位の操作ログを取得し追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の情報の入手の抑止を図っている。証跡については完全性を担保し、容易に改ざんできない対策を施している。 ・上記については、業務マニュアル等に記載し、職員（非常勤職員及び臨時職員を含む）に年1回以上研修を実施している。 <p><取りまとめ機関が定める当国保組合の運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・あいまい検索により複数の対象者の結果が得られた場合、不要な検索結果については速やかに削除する。 ・当国保組合の照会要求に該当した機構保存本人確認情報のみ入手するため、対象者以外の情報入手が行われることはない。 <p><中間サーバーにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当国保組合以外の照会要求が参照できないよう、中間サーバーが照会要求や結果送信を制御している。 <p>【必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者からの届出・申請等の情報の入手にあたっては、必要な情報のみを記載する様式としており、不要な情報は記載しないようにしている。 ・上記については、業務マニュアル等に記載し、職員（非常勤職員及び臨時職員を含む）に年1回以上研修を実施している。 |
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |
| 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| <p>【不適切な方法で入手が行われるリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民からの届出・申請にあたっては、情報の入手方法についてあらかじめ定められた窓口（職員等による受付）での入手に限定することで、詐取・奪取が行われないようにしている。・庁内からの住基情報、介護保険給付関係情報等の入手にあたっては、庁内連携機能にて、接続可能なシステムを予め登録し、許可された業務・システムに限定した入手方法とすることで、対象外の業務・システムからの入手が行われないようにしている。 ・国民健康保険システムは限られた端末でのみ利用可能としている。さらに、ユーザID/パスワードによる認証を行い、アクセス権を持たない職員のみならず等による入手への対策を施し、操作ログによる証跡を記録している。・国民健康保険システムではシステム使用後はログオフし、初期画面に戻すことを励行している。 ・上記については、業務マニュアル等に記載し、職員（非常勤職員及び臨時職員を含む）に年1回以上研修を実施している。 <p><中間サーバーにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号の入手は統合専用端末を経由した方法でのみ行われるため、不適切な方法で入手が行われることはない。 | |
| 3. 特定個人情報の使用 | |
| リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <p>【目的外の紐付けを防止するための措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹システムは、識別番号と個人番号を紐付けて管理し参照が可能であるが、個人番号を用いない事務処理においては、個人番号にアクセスできないよう系統的に制御する。 |
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |
| リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク | |
| ユーザ認証の管理 | <p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p> |

【特定個人情報の提供ルール】

<当国保組合事務所内で行う委託業務における措置>

- ・当国保組合事務所内で特定個人情報ファイルのアクセスに使用するシステムの専用端末は登録されていない電子記録媒体への書き込み（取り出し）ができないようシステム的な制御をして情報の持ち出しができないようになっている。

<委託先事業所で行う委託業務における措置>

- ・当国保組合事務所外での委託業務は認めていない。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○] 提供・移転しない

リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク

| | | | |
|---------------------|-----|---------------------------------------|-----------|
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール | [] | <選択肢> 1) 定めている | 2) 定めていない |
| ルール内容及びルール遵守の確認方法 | | | |
| その他の措置の内容 | | | |
| リスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている | 2) 十分である |

特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

| | |
|--------------|--|
| リスクに対する措置の内容 | 情報照会結果の入手元は、統合専用端末に限定されており、入手データは情報提供ネットワークシステム及び中間サーバーにおいて厳格な審査が行われている。 なお、情報照会の要求を行う際、既存システムでは、必要な情報のみが入力項目及び選択肢として表示されるので、必要以上の情報が端末から入力されて目的外の情報照会がされることのリスクを軽減している。 情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。 <中間サーバーにおける措置> |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

| | |
|--------------|--|
| リスクに対する措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・当国保組合の既存システムにおいて副本データを作成する際には、既存システムへのログインを実施した職員等・時刻・操作内容及びデータ配信されたデータが既存システムに記録されるため、情報システム管理者が当国保組合の既存システムの記録を調査することで操作者個人を特定する。 ・記録の保存期間については、当国保組合の規程に従い、一定期間保存する。 また、当国保組合の規定では、目的外利用を禁止し情報提供を制限することを定めている。 ・情報システム管理者は当国保組合の既存システムから中間サーバーへの副本データ登録に関する記録と関連する書面の記録を照合し、不正なデータ登録が行われていないかを監査する。 情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。 <中間サーバーにおける措置> ①情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入 |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<統合専用端末と既存システムとの間の情報授受に係るリスク対策>

- ・統合専用端末と既存システムとの間の情報授受に係る業務を行う職員等を必要最小限に限定し、そのユーザIDとアクセス権限が付与された者以外が情報授受に係る業務ができないようシステムの的に制御する。
- ・情報授受で電子記録媒体やフラッシュメモリへの複製を行う場合、不必要な複製を制限するため事前に情報システム管理者の承認を得る。
- ・情報授受に用いる電子記録媒体やフラッシュメモリが使用ができる既存システムの端末を限定し、それ以外の端末では使用しない運用をする。
- ・フラッシュメモリを使用する場合はパスワード認証機能付きの媒体とし、情報システム管理者がパスワード設定した媒体以外は既存システム及び統合専用端末で使用できないようシステムの的に制御する。
- ・既存システムの端末及び統合専用端末の操作ログを記録し、情報システム管理者が定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に、電子記録媒体やフラッシュメモリへの不必要な複製をチェックする。
- ・統合専用端末は中間サーバー以外とは接続せず、他の業務に兼用できないよう他のネットワークやシステムと分離する。
- ・統合専用端末の使用後、ハードディスク等内の特定個人情報データはすべて削除する。
- ・リライトできる電子記録媒体又はフラッシュメモリではデータを保存せず、使用した都度、データをすべて削除する。

情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。

<中間サーバーにおける措置>

- ①支払基金の職員が統合専用端末を利用して情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで記録しているため、不適切な統合専用端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることが中間サーバーにて担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。
- ③中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した厚生労働省統合ネットワークを利用することにより、安全性を確保している。
- ④中間サーバーと医療保険者等の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。
- ⑤中間サーバーでは、特定個人情報を管理するデータベースを医療保険者等ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバーを利用する医療保険者等であっても他の医療保険者等が管理する情報には一切アクセスできない。

違反行為による戻り期間を明示するところがある。
・これらの措置、処分について就業規則に定め、周知する。

10. その他のリスク対策

10. その他のリスク対策

なし

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

| | |
|------------------|--|
| ①請求先 | 中央建設国民健康保険組合 総務課 〒171-0014 東京都豊島区池袋2-16-13 電話番号03-6709-2929 |
| ②請求方法 | 本人確認書類及び指定の様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。 |
| ③法令による特別の手続 | なし |
| ④個人情報ファイル簿への不記載等 | なし |

2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

| | |
|-------|--|
| ①連絡先 | 中央建設国民健康保険組合 総務課 〒171-0014 東京都豊島区池袋2-16-13 電話番号03-6709-2929 |
| ②対応方法 | <ul style="list-style-type: none">・問合せ受付時に受付票を起票し、内容及び対応、経過等について記録を残す。・重要度や緊急度のランク付けを行い、対応体制や回答期限を設定する。・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせは、理事長へ報告の上、対応を決定する。 |

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価

| | |
|-----------|---|
| ①実施日 | 令和2年11月26日 |
| ②しきい値判断結果 | [基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施) |

2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】

| | |
|----------|-------------------------|
| ①方法 | 当組合ホームページに案を掲載し意見を聴取する。 |
| ②実施日・期間 | |
| ③主な意見の内容 | |

3. 第三者点検【任意】

| | |
|------|--|
| ①実施日 | |
| ②方法 | |
| ③結果 | |

